

新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第35号

新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則

新潟県青少年健全育成審議会規則（昭和42年新潟県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>22人</u> 以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者につき知事が任命する。 (1)～(6) (略) (7) <u>新潟県教育庁義務教育課長、高等学校教育課長、生徒指導課長及び生涯学習推進課長並びに新潟県警察本部生活安全部少年課長の職にある者</u>	(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>21人</u> 以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者につき知事が任命する。 (1)～(6) (略) (7) <u>新潟県教育委員会義務教育課長、高等学校教育課長及び生涯学習推進課長並びに新潟県警察本部防犯部少年課長の職にある者</u>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。